

1 役員選考規程

(規程の制定)

第1条 この規程は、定款第23条の定めにより制定する。

(役員の種類)

第23条 本連盟に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上45名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、会長1名、副会長4名以内、理事長1名、副理事長1名とし、30名以内を常任理事とする。
 - 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長、理事長、副理事長及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
 - 4 前項の業務執行理事の業務分担については、理事会の決議を経て別に定める。
 - 5 理事及びその親族等である理事の合計数は、理事総数の3分の1以下でなければならない。

(選定の時期)

第2条 選定については、総会にて行う。なお、設立時役員においてはこの限りではない。

(理事の選考)

- 第3条 理事は、加盟団体より1名、委員会規程第2条に規定する各委員会（特別委員会及び倫理委員会を除く）より2名を理事予定者として選出し、会長に報告するものとする。ただし、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、事務局次長を選出した加盟団体、委員会には該当人数分の理事予定者を置くことができる。また会長推薦により理事を増員する事ができる。
- 2 理事長および副理事長については、選出された理事の中において互選にて選出する。
 - 3 常任理事は、会長、副会長、理事長、副理事長、加盟団体選出理事、会長推薦理事、委員会規程第2条に規定する各専門委員会の委員長（特別委員会を除く）及び事務局長、事務局次長とする。

(会長及び副会長の選出)

- 第4条 互選会は、会長が招集する。
- 2 次期会長は、出席理事予定者の推薦によって選出する。
 - 3 会長候補者が複数ある場合は、出席理事予定者の投票（無記名及び単記式）により、有効投票の最多数を得たものを会長として選出する。ただし、有効投票数の過半数の得票が無い場合は、上位2人について決選投票を行い、多数を得た者を会長として選出する。
 - 4 次期副会長の選出は、前第2及び第3項を準用する。ただし、投票となった場合は、選出副会長数の連記式として、無記名投票による。
 - 5 委任状による投票は、これを認めない。

(監事の選考)

第5条 監事は、理事予定者の推薦により選出する。

(役員を選考)

第6条 第3条、第4条及び第5条に規定する役員は、いずれも定款第14条による総会の承認を経たのちに就任する。

(雑則)

第7条 この規程の変更及び必要な事項は、理事会の決議を経なければならない。

附 則 この規程は、一般社団法人山形県水泳連盟設立の登記の日より施行する。

2 代議員推薦等規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第28条の規定に基づき代議員推薦等に関し、必要な事項を定める。

(代議員)

第28条 本連盟に、20名以上35名以内の代議員を置く。

(推薦方法)

第2条 代議員の推薦は、本連盟の指定する期日までに、各地区水泳連盟並びに山形県高等学校体育連盟及び山形県中学校体育連盟（以下「加盟団体」という。）で協議し候補者を内定する。

2 加盟団体から推薦された代議員の候補者については、理事会で事前審査し、その後、加盟団体において候補者から内諾を得る。

3 加盟団体の代議員規定数は以下の数を超えないものとする。

山形市水泳連盟6名、鶴岡水泳連盟5名、酒田水泳連盟4名、米沢水泳連盟3名、長井水泳連盟3名、寒河江西村山地区水泳連盟3名、天童市水泳連盟2名、山形県高等学校体育連盟2名、山形県中学校体育連盟2名

(推薦の報告)

第3条 加盟団体は、代議員候補者を推薦しようとするときは、本連盟が指定する期日までに、本連盟の会長に報告するものとする。

(推薦の期限等)

第4条 代議員の推薦は、本連盟が指定する期日までに、加盟団体が推薦の上、本連盟の理事会の決議を経なければならない。

(代議員の資格)

第5条 代議員は、本連盟の会員でなければならない。

(欠員の補充)

第6条 代議員に欠員が生じた場合には、補充を行うことができる。

(雑則)

第7条 この規程の変更及び必要な事項は、理事会の決議を経なければならない。

附 則 この規程は、一般社団法人山形県水泳連盟設立の登記の日より施行する。

3 名誉会長及び顧問に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、定款第47条に規定する名誉会長及び顧問に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名誉会長及び顧問)

第47条 本連盟に、名誉会長1名及び顧問若干名を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、理事会の推薦により、総会で承認し会長がこれを委嘱する。任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終了のときまでとし、再任を妨げない。

3 名誉会長及び顧問は、本連盟の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

(名誉会長及び顧問の委嘱)

第2条 名誉会長は、本連盟の会長職を長年務め、特に本連盟に顕著な功績があった者のうちから1名を委嘱するものとする。

2 顧問は、会長、副会長、理事長経験者及び本連盟に特段の功績があった者のうちから委嘱するものとする。

3 山形県中学校体育連盟水泳専門部長及び山形県高等学校体育連盟水泳専門部長の職にある者を顧問とする。

4 その他本連盟運営に必要な人物について顧問とする事ができる。

(任期)

第3条 名誉会長及び顧問の任期は、本連盟定款第47条の定めるところによる。ただし、補充又は増員により委嘱された顧問の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(諮問及び助言)

第4条 本連盟会長は、名誉会長及び顧問に対し、口頭又は文書により諮問する。

2 諮問を受けた名誉会長及び顧問は、口頭又は文書により助言する。

(報酬)

第5条 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。

(雑則)

第6条 この規程の変更及び必要な事項は、理事会の決議を経なければならない。

附 則 この規程は、一般社団法人山形県水泳連盟設立の登記の日より施行する。

4 役員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人山形県水泳連盟定款に規定されているもののほか、役員会の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(役員会議)

第2条 役員会は、理事会に付議する議案のうち、本連盟の基本方針及び重要施策について、会長が特に必要と認めたものを審議する。

2 役員会は、会長、副会長、理事長及び副理事長並びに本連盟の主要事業に関連する委員長で、会長が指名した者によって組織する。

3 役員会は、各加盟団体及び各委員会における施策及び計画及び実施について、会長が必要に応じ各関係役員を招集し開催することができる。

(会議の議長)

第3条 この規程に定める役員会の議長は、会長とする。

(雑則)

第4条 この規程の変更及び必要な事項は、理事会の決議を経なければならない。

附 則 この規程は、一般社団法人山形県水泳連盟設立の登記の日より施行する。

5 理事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、定款第4章第2節に規定されているもののほか、会議の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(決議事項)

第2条 理事会は、定款第36条に定めるもののほか次の事項を決議する。

- (1) 理事会の決議による役員等の責任一部免除
- (2) 事業報告及び計算種類並びにこれらの付属明細書、財産目録の承認
- (3) 事業計画及び予算の承認
- (4) 競業及び利益相反の承認

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事候補者の選定
- 2 理事長は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額な借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備

(理事の取引の承認)

第3条 理事が競業及び利益相反取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方、金額、時期及び場所
- (4) 取引が正当であることを示す参考資料
- (5) その他必要事項

(報告事項)

第4条 代表理事（会長）並びに業務執行理事（副会長、理事長、副理事長及び常任理事）は、毎事業年度ごとに自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

- 2 監事は、理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。
- 3 理事が前条に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(決議の省略)

第5条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第6条 理事又は監事が理事又は監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第4条第1項の規定による報告には適用しない。

(監事の出席)

第7条 監事は、やむを得ない場合を除き理事会に出席し、必要な場合には意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第8条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係する者の出席を求めて、その意見を徴収することができる。

(常任理事会)

第9条 常任理事会は、理事会に付議する議案のうち、本連盟の基本方針及び重要施策について、会長が特に必要と認めたものを審議する。

2 常任理事会は、役員選考規程第3条第3項に規定する常任理事で構成する。

3 常任理事会は、原則として必要に応じ開催する。

4 常任理事会は、各委員会における施策、計画及び実施について、会長が必要に応じて開催することができる。

(会議の議長)

第10条 この規程に定める会議の議長は、会長とする。

(雑則)

第11条 この規程の変更及び必要な事項は、理事会の決議を経なければならない。

附 則 この規程は、一般社団法人山形県水泳連盟設立の登記の日より施行する。

6 委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、定款第45条の規定に基づき、委員会を設置し、その組織等について必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第45条 第4条に定める本連盟の事業を分担するため、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。
- 3 任期は、委嘱時の委員の残任期間とする。

(委員会設置)

第2条 本連盟に次の委員会を置く。

- (1) 事業別委員会
 - ア 総務委員会
 - イ 競技委員会
 - ウ 普及委員会
 - エ 情報システム委員会
 - オ 強化委員会
- (2) 部門別委員会
 - ア 高等学校委員会
 - イ 中学校委員会
- (3) 種別委員会
 - ア 競泳委員会
 - イ 飛込委員会
 - ウ 水球委員会
 - エ アーティスティックスイミング委員会
- (4) 特別委員会
 - ア 倫理委員会
 - イ 特別委員会

(選出)

第3条 委員会の委員は、本会理事及び各委員会から選出し、理事会の決議を経て会長がこれを委嘱する。ただし、特別委員会の委員は、本会理事及び各委員会からの推薦者を理事会の決議を経て会長がこれを委嘱する。

(構成)

第4条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 委員 若干名
- (4) その他委員会において、必要な構成を設けることができる。

(委員会の所管事項)

第5条 委員会の所管事項は次のとおりとし、理事会の管理のもとにその職務を行う。

(1) 事業別委員会

ア 総務委員会

- (ア) 定款その他の規程等の制定及び改廃に関する事項
- (イ) 総会の開催に関する事項
- (ウ) 各委員会及び加盟団体との調整に関する事項
- (エ) 事務局に関する事項
- (オ) 会員の入会及び退会に関する事項
- (カ) (公財)日本水泳連盟及び(公財)山形県スポーツ協会に対する連絡並びに報告に関する事項
- (キ) 本連盟の財務収支に関する事項
- (ク) その他渉外及び庶務に関する事項

イ 競技委員会

- (ア) 競技会の年間計画の検討及び作成
- (イ) 主要競技会の要項作成
- (ウ) 主要競技会の運営
- (エ) 公認競技役員の育成及び管理
- (オ) 競技委員会会議の開催
- (カ) その他競技に関する事項

ウ 普及委員会

- (ア) 公認水泳指導員の養成及び検定並びに資質向上のための講習会の計画及び実施
- (イ) 検定員の養成及び選考
- (ウ) 水泳の普及に関する諸行事の計画及び実施
- (エ) 公認指導員の育成及び管理
- (オ) 優秀団体の選定及び表彰申請
- (カ) 普及委員会会議の開催
- (キ) 山形県学童水泳記録会の開催
- (ク) 水難事故防止に関する事項
- (ケ) その他水泳の普及に関する事項

オ 情報システム委員会

- (ア) 各種競技会の記録収集、管理及び県内種目別年度ランキング等の作成
- (イ) 各種新記録の公認及び表彰並びに日本記録の申請
- (ウ) 県代表選手及び強化選手選考のための資料作成
- (エ) (公財)日本水泳連盟への記録報告
- (オ) 県内スポーツ優秀賞の推薦報告業務等に関する事項
- (カ) 競技者登録及び協会運営の情報システムに関する事項
- (キ) 情報システム委員会会議の開催
- (ク) その他情報システムの企画、開発及び運用に関する事項

エ 強化委員会

- (ア) 競技力向上のための計画策定及び実施
- (イ) 県代表選手及び強化対象選手の選考
- (ウ) 公認コーチの育成及び管理
- (エ) 強化委員会会議の開催
- (オ) その他競技力向上に関する事項

(2) 部門別委員会

ア 高等学校委員会

- (ア) 県内高等学校の水泳競技に関する事項
- (イ) 山形県高等学校体育連盟に関する事項

- (ウ) その他高等学校部門に関する事項
- イ 中学校委員会
 - (ア) 県内中学校の水泳競技に関する事項
 - (イ) 山形県中学校体育連盟に関する事項
 - (ウ) その他中学校部門に関する事項
- (3) 種別委員会
 - ア 競泳委員会
 - (ア) 県内競泳競技に関する事項
 - (イ) 県内オープンウォーター競技に関する事項
 - (ウ) その他競泳に関する事項
 - イ 飛込委員会
 - (ア) 県内飛込競技に関する事項
 - (イ) その他飛込に関する事項
 - ウ 水球委員会
 - (ア) 県内水球競技に関する事項
 - (イ) その他水球に関する事項
 - エ アーティスティックスイミング委員会
 - (ア) 県内アーティスティックスイミング競技に関する事項
 - (イ) その他アーティスティックスイミングに関する事項
- (4) 特別委員会
 - ア 倫理委員会
 - (ア) 本連盟関係者の倫理及び処分に関する事項
 - (イ) その他倫理に関する事項
 - イ 特別委員会
 - 本連盟記念事業や祝賀会、連盟葬等の特別な事案に関する事項

(委員長及び副委員長の職務)

第6条 委員長は委員会を統括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、本連盟定款第45条の定めるところによる。ただし、増員又は補欠のため選任された委員の任期は、それぞれ現任者又は前任者の残任期間とする。委員長及び副委員長の任期も同様とする。

(委員会の招集)

第8条 委員会は委員長が必要と認めたときに招集する。ただし、委員の半数以上の者から要請があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

(定足数)

第9条 委員会は、委員の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(議事の決定)

第10条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(正副会長及び理事長の出席)

第 1 1 条 第 2 条に規定する委員会に正副会長及び理事長は出席し、審議に参画し意見を述べる
ことができる。

(協議事項の報告)

第 1 2 条 委員長は、委員会において協議した事項を議事録に記し、1 週間以内に事務局に提出し、
次の理事会に報告しなければならない。

(運営)

第 1 3 条 この規程に定めるものの他、委員会の運営について必要な事項は委員長が委員会に諮っ
て定める。

(雑則)

第 1 4 条 この規程の変更及び必要な事項は、理事会の決議を経なければならない。

附 則 この規程は、一般社団法人山形県水泳連盟設立の登記の日より施行する。

7 加盟団体規程

(趣旨)

第1条 この規程は、定款第46条の規定に基づき、加盟団体を設置し、その組織などについて必要な事項を定めるものとする。

(加盟団体)

第46条 本連盟は、第4条に定める事業の円滑な運営を図るため、次の加盟団体を置く。

- (1) 各地区を代表する水泳連盟又は水泳協会
- (2) 水泳に関する団体で理事会及び総会において3分の2以上の同意を得たもの

(設置)

第2条 本連盟に、次のとおりの加盟団体を設置する。

- (1) 山形市水泳連盟
- (2) 鶴岡水泳連盟
- (3) 酒田水泳連盟
- (4) 米沢水泳連盟
- (5) 長井水泳連盟
- (6) 寒河江西村山地区水泳連盟
- (7) 天童市水泳連盟
- (8) 山形県高等学校体育連盟水泳専門部
- (9) 山形県中学校体育連盟水泳専門部

(加盟団体の事業)

第3条 加盟団体は、本連盟の目的を達成するため、定款第4条に定める事業を積極的に行うものとする。

(加入及び脱退)

第4条 あらたに加盟及び脱退しようとする団体は、その代表者より次に掲げる書類を提出し、理事会及び代議員の3分の2以上の同意を得なければならない。

- (1) 加入に関わる必要書類
 - ア 加盟申請書
 - イ 事務所所在地及び事務担当責任者
 - ウ 規約
 - エ 役員氏名（住所、職業及び勤務先）
 - オ 当該年度事業計画書及び予算書
 - カ その他必要と認められたもの
- (2) 脱退に関わる必要書類
 - ア 脱退願書
 - イ 脱退理由書

(負担金)

第5条 加盟団体は、毎年6月末日まで負担金を納入しなければならない。加盟団体の負担金は、理事会及び総会において決定する。

(加盟団体長会議等)

第6条 会長は、必要に応じ加盟団体長会議を招集することができる。加盟団体長会議は、加盟団体の代表者又は加盟団体の代表者から委任を受けた者及び会長が指名する者で構成する。

(報告)

第7条 加盟団体は、各地区の年次総会等の終了後、すみやかに次の事項を報告しなければならない。

- (1) 当該年度の役員氏名、住所、職業及び勤務先
- (2) 当該年度の事務所所在地、事務担当者、職業及び勤務先
- (3) その他必要と認めたもの

附 則 この規程は、一般社団法人山形県水泳連盟設立の登記の日より施行する。

8 旅費等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、本連盟の役員等が関係機関等の会議出席（本連盟等が主催する会議等を除く）、関係選手等の大会視察激励、その他の業務遂行のため、国内出張をする場合の旅費等の取り扱い及び手続きに関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「居住地」とは、現住所のある市町村をいう。

2 この規程において、「出張」とは、日帰り出張及び宿泊出張をいい、その定義は当該各号に定めるところによる。

(1) 日帰り出張 居住地以外の市区町村に出向き、宿泊を必要としないものをいう。

(2) 宿泊出張 居住地又は勤務地以外の市区町村に出向き、宿泊を必要とするものをいう。

3 この規程において、「旅費」とは、交通費、宿泊費及び日当をいう。

(旅費の支給)

第3条 交通費は、別表第1で定める額を支給する。

2 宿泊費は、宿泊日数に応じて別表第2で定める額を支給する。

3 日当は、日帰り出張については別表第3で、宿泊出張については、宿泊日数に応じて別表第4で定める額を支給する。

(出張の経路等)

第4条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし、やむを得ない事情により事前に理事長の承認を得たものはこの限りではない。

(自動車による出張)

第5条 自動車による出張を行う場合は、交通費として燃料費、駐車料金及び有料道路通行料金を支給する。その際当該交通費に関する資料を添付するものとする。ただし、交通費を支給する場合は前条により計算した額を超えてはならない。

(長期出張)

第6条 同一地に1週間以上出張したときの旅費は状況により、この規程によらないことがある。

(その他の費用)

第7条 出張中、やむを得ずタクシー等を利用した場合あるいは連盟業務のために要した通信費、運搬費等については請求により実費を支給する。

(その他)

第8条 本規程で処理できない場合及び本規程によりがたい場合は、その都度理事長と協議し処理するものとする。

(雑則)

第9条 この規程の変更及び必要な事項は、理事会の決議を経なければならない。

附 則 この規程は、一般社団法人山形県水泳連盟設立の登記の日より施行する。

別表第1 交通費

区 分	交通費
50km以上	普通運賃の実費

- 注) 1. 新幹線等を利用した場合は特急料金(指定料金)を含む。
2. 飛行機等の利用の場合は実費とする。

別表第2 宿泊費

区 分	宿泊費
東京23区内	14,000円以内
それ以外	12,000円以内

- 注) 1. 宿泊費は必ず宿泊施設が発行した領収証等を添付すること。
2. やむを得ない理由で上記の宿泊費を超えた場合は、別途協議のうえ支給額を決定する。

別表第3 日帰り出張の日当

区 分	日当
県内	支給無し
県外	1,000円

別表第4 宿泊出張の日当

区 分	日当
県内	支給無し
県外	1,000円

9 会員の入会基準

(趣旨)

第1条 この基準は、定款第6条及び第7条の定めに基づき正会員の入会に関し、必要な事項を定める。

(種別)

第6条 本連盟の会員は、次の4種とする

- (1) 会 員 本連盟の目的に賛同して入会した個人
- (2) 正 会 員 本連盟の目的に賛同して入会した個人のうち、役員及び代議員をいう。
- (3) 名誉会員 本連盟に功績のあった者
- (4) 賛助会員 本連盟の事業を賛助するため入会した個人または団体

2 前項の正会員は、役員及び代議員をもって構成し、一般社団法人及び一般社団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(資格取得及び経費等の負担)

第7条 会員として入会しようとする者は、本連盟が別に定める書類により、申し込まなければならない。

2 入会の可否については、本連盟が別に定める基準により、理事会において決定し本人に通知するものとする。

3 本連盟の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

(入会基準)

第2条 本連盟の会員は、以下のいずれかの基準を満たしていなければならない。

- (1) 入会日現在、満20歳を迎えている者で本連盟の目的及び事業に賛同する者
- (2) 満20歳以下で入会を希望する者は、本連盟既会員1名の推薦状を添付することで前号の基準を満たしているものとする事が出来る。

第3条 本連盟の正会員は、以下のいずれかの基準を満たしていなければならない。

- (1) 本連盟の役員に相応しい者として理事会の承認を受けた者
- (2) 加盟団体を代表する者で、当該加盟団体の推薦を受け理事会の承認を受けた者
- (3) 委員会を代表する者で、当該委員会の推薦を受け理事会の承認を受けた者

第4条 本連盟の名誉会員は、名誉会長及び顧問とし、以下の基準を満たしていなければならない。
本連盟の名誉会員に相応しい者として総会の承認を受けた者

第5条 本連盟の賛助会員は、以下の基準を満たしていなければならない。

本連盟の賛助会員に相応しい者として理事会の承認を受けた者

(入会者心得)

第6条 本連盟の正会員は、本連盟の定める定款及び諸規程を遵守しなければならない。

(雑則)

第7条 この基準の変更及び必要な事項は、理事会の決議を経なければならない。

附 則 この基準は、一般社団法人山形県水泳連盟設立の登記の日より施行する。

10 会費規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本連盟定款第7条の規定に基づき、会費の額及び徴収方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格取得及び経費等の負担)

第7条 会員として入会しようとする者は、本連盟が別に定める書類により、申し込まなければならない。

2 入会の可否については、本連盟が別に定める基準により、理事会において決定し本人に通知するものとする。

3 本連盟の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

(会費)

第2条 会員及び正会員の会費は、年額1,000円とする。

2 名誉会員の会費は、徴収しないものとする。

3 賛助会員の会費は年額10,000円を1口とし、1口以上とする。

(入会金)

第3条 会員となる者は入会と同時に入会金1,000円を納入しなければならない。なお、名誉会員の内、山形県中学校体育連盟水泳専門部長、山形県高等学校水泳専門部長及び賛助会員についてはこれによらないこととし、他の事案が生じた場合は別途理事会で協議し決定する。

(会費の納入等)

第4条 会費の納入は、当年度分を6月末日までに納入しなければならない。

2 新たに入会した者は、入会した日（入会届によって確定した日）の属する年度から会費を納入しなければならない。

3 会員が退会した場合は、既に納入されている入会金及び会費の返還は行わない。

(会費の減免)

第5条 会長は、会員の申請にもとづき、天災地変その他の特別な事由により会費を納入することが困難であると認めるとは、理事会に諮って会費を減免し、又は免除することができる。

(雑則)

第6条 この規程の変更及び必要な事項は、理事会の決議を経なければならない。

附 則 この規程は、一般社団法人山形県水泳連盟設立の登記の日より施行する。

1 1 役員等の慶弔に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人山形県水泳連盟（以下「本連盟」という。）及び加盟団体役員の慶弔に関わる事項を定める。

(範囲)

第2条 本規程の適用範囲は次のとおりとする。

- (1) 本連盟役員 理事、監事、代議員、名誉会長及び顧問
- (2) 加盟団体役員 会長

(慶賀)

第3条 第2条に規定する者が水泳に関し次のいずれかに該当した場合は、祝電を贈るものとする。

- (1) 叙勲及び褒章等を受章した場合
- (2) 文部科学大臣賞等を受賞した場合

(弔慰金等)

第4条 第2条に掲げる役員が次に該当した場合は弔慰金等を贈るものとする。

- (1) 本人死亡の場合 弔電及び供花等
- (2) 配偶者死亡の場合 弔電

(範囲等の特例)

第5条 第2条の適用を受けない者への慶賀及び弔慰金の対応並びに災害等によるお見舞い等の対応は、その都度会長及び理事長にて協議を行い決定するものとし、対応した場合には理事会に報告するものとする。

(雑則)

第6条 この規程の変更及び必要な事項は、理事会の決議を経なければならない。

附 則 この規程は、一般社団法人山形県水泳連盟設立の登記の日より施行する。

12 表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本連盟の事業遂行に貢献のあったものに対し表彰する「功労賞」に関する事項を定めたものである。

(目的)

第2条 「功労賞」は本連盟の事業及び活動に協力し、山形県の水泳文化の普及及び発展に顕著な貢献を果たした者を一般社団法人山形県水泳連盟功労者として表彰し、もって山形県内の水泳の普及及び強化及び振興をはかることを目的とする。

(表彰)

第3条 功労賞は、次の2種類とする。

- (1) 特別功労賞
 - (2) 功労賞（優秀指導者及び加盟団体推薦者）
- 2 特別功労賞は、本連盟の役員として永年にわたり、水泳の普及及び発展に貢献してきた者又は、オリンピック、パラリンピック及び世界選手権大会出場者などで顕著な成績を残した者を対象とする。
- 3 功労賞の内、優秀指導者表彰は全国大会優勝者を輩出した指導者を表彰する。また、加盟団体推薦者の表彰は、長年にわたり水泳文化の普及及び発展に顕著な貢献をした者で概ね45歳以上の者を対象とする

(選考委員会の構成)

第4条 選考委員会は、会長、副会長、理事長、副理事長、総務委員長、競技委員長及び強化委員長で構成する。

- 2 選考委員長は、会長があたる。

(候補者の推薦)

第5条 選考委員会は、加盟団体が推薦する功労賞候補者について加盟団体へ推薦を依頼する。

- 2 加盟団体は選考委員会から依頼を受けて候補者を指定された期日までに推薦しなければならない。

(選考方法及び決定)

第6条 選考委員会は、特別功労賞対象者及び優秀指導者功労賞対象者を選考するとともに、前条第2項により推薦された候補者から、加盟団体推薦功労賞対象者を選考する。

- 2 選考委員会は、理事会の承認を得て各功労賞対象者を決定する。
- 3 会長は、特別な事情がある場合、特例を認めることが出来る。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、原則として10年を節目に実施する本連盟記念事業の際に実施するものとする。

(雑則)

第8条 この規程の変更及び必要な事項は、理事会の決議を経なければならない。

附 則 この規程は、一般社団法人山形県水泳連盟設立の登記の日より施行する。

1 3 倫理規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人山形県水泳連盟（以下「本連盟」という。）の組織運営、諸事業の推進等に関わるすべての関係者が、本連盟の社会的使命と役割を自覚し、上部団体である公益財団法人 日本水泳連盟が定めた「公益財団法人日本水泳連盟ガイドラインについて」を十分に理解、実践することにより、本連盟の目的、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、本連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程の適用範囲は、役員、代議員、名誉会長等、職員及び各委員会委員（以下「役職員等」という。）並びにその他の本連盟関係者（以下「登録者等」という。）であり、それぞれの定義は次のとおりとする。

- (1) 役員とは定款第23条に規定する理事及び監事をいう
- (2) 代議員とは定款第28条に規定する代議員をいう
- (3) 名誉会長等とは、定款第47条に規定する名誉会長、顧問をいう
- (4) 職員とは、定款第58条に規定する事務局職員をいう
- (5) その他の本連盟関係者とは、定款第46条に規定する加盟団体の役員及び本連盟に登録する競技役員、指導者並びに本連盟主催又は共催事業の運営に関わる者及び競技者をいう

(組織の使命及び社会的責任)

第3条 役職員等及び登録者等は、定款第3条に規定する設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営にあたらねばならない。

(社会的信用の維持)

第4条 役職員等及び登録者等は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持及び向上に努めなければならない。

(法令等の遵守)

第5条 役職員等及び登録者等は、関係法令及び本連盟の定款、関係規程等を厳格に遵守し、社会的規範に反することのないよう行動しなければならない。

(遵守事項)

第6条 役職員等及び登録者等は暴力、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、差別及びドーピング等薬物乱用などの不適切な行為を絶対に行ってはならない。

- 2 役職員等及び登録者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 3 役職員等及び登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや幹旋及び強要をしてはならない。
- 4 役職員等及び登録者等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。
- 5 役職員等及び登録者等は、自らの社会的な立場を認識し、常に自らを厳しく律し、本連盟の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

(違反による処分等)

第7条 役職員等及び登録者等に、第6条の遵守事項に違反する行為があったと認められる場合は、

本連盟「処分規程」に基づき倫理委員会の意見を聴取したうえ、理事会の決議により相当の処分をするものとする。

(利益相反の防止及び開示)

第8条 役職員等及び登録者等は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反取引が生じる可能性がある場合には、直ちにその事実の開示その他本連盟が定める所定の手続に従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第9条 役職員等及び登録者等は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、補助金等交付団体、寄付者、納税者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第10条 役職員等及び登録者等は、業務上知りえた個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第11条 役職員等及び登録者等は、公益事業活動の成果の向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則 この規程は、一般社団法人山形県水泳連盟の設立の登記の日から施行する。

14 処分規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人山形県水泳連盟(以下「本連盟」という。)が担う水泳競技の普及と競技力の向上という重要な役割に鑑み、本連盟の事業執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止及び水泳競技における暴力行為等の根絶を図り、もって本連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程の適用範囲は、本連盟「倫理規程」第2条に規定された役員、代議員、名誉会長等、職員及び各委員会委員(以下「役職員等」という。)並びにその他の本連盟関係者(以下「登録者等」という。)とする。

(違反行為)

第3条 違反行為とは、前条に規定された者の行う次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 正当な理由なく、本連盟の指示命令に従わなかったとき
- (2) 本連盟及び加盟団体の名誉又は信用を毀損する行為を行ったとき
- (3) 暴力、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント及び差別などをはじめとする不法行為を行ったとき
- (4) その職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束したとき
- (5) 方法の如何を問わず、また直接か間接かを問わず、競技結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為に関与したとき
- (6) 補助金等の不正受給、脱税、その他の不正な経理に関与したとき
- (7) 関係法令又は本連盟の定める諸規程に違反したとき

2 登録者等の内、競技者に関する違反行為に関しては、公益財団法人日本水泳連盟「競技者資格規則」による。

(違反行為に対する処分の種類)

第4条 本連盟は、違反行為を行った者に対して、違反行為の内容、程度及び情状に応じ、以下の処分を行うことができる。

- (1) 役員、代議員、名誉会長等及び委員会委員に対する処分の種類
 - ア 戒告 口頭による注意を行い戒める。
 - イ けん責 文書による注意を行い戒める。
 - ウ 懲戒免職 役員及び代議員については定款第32条に基づき解任する。
- (2) 職員に対する処分の種類
 - ア 戒告 口頭による注意を行い戒める。
 - イ けん責 文書による注意を行い戒める。
 - ウ 減給 報酬又は給与を減額する。ただし、労働基準法第91条を限度とする。
 - エ 出勤停止 一定期間出勤を停止し、その期間中、報酬又は給与を支払わない。
 - オ 諭旨退職 諭旨により退職願いを提出させる。これに応じないときは解雇する。
 - カ 懲戒解雇 予告期間を設けることなく即時に免職とする。
- (3) 登録者等に対する処分の種類
 - ア 戒告 口頭による注意を行い戒める。
 - イ けん責 文書による注意を行い戒める。
 - ウ 登録期間の停止 一定期間、本連盟の登録者としての資格を停止する。
 - (ア) 有期の登録資格停止 1か月以上5年以下
 - (イ) 無期の登録資格停止

- (4) 登録資格の剥奪 永久に本連盟の登録者としての資格を剥奪する。
- 2 本連盟は、前項の処分に代えて又は前項の処分と併せて、一定期間のボランティア活動への従事、書面による反省文の提出その他必要な措置を課すことができる。

(登録資格停止処分の解除)

第5条 登録資格停止処分を受けた登録者等は、当該資格停止処分の開始日から停止期間の3分の2を経過した後(無期の登録資格停止処分については、4年を経過した後)に、以下の手続きにより、当該資格停止処分の解除申請を行うことができる。

- (1) 当該登録者は、本連盟事務局(以下「事務局」という。)に処分解除申請書及び反省文並びに嘆願書を提出する
 - (2) 事務局は、本連盟倫理委員会(以下「倫理委員会」という。)に前号の書類一式を回付する
 - (3) 倫理委員会は、当該登録者等を聴聞の上、解除妥当と判断したときは、その旨を理事会に答申する
 - (4) 前号の答申を受けた理事会において、解除について審議及び決定する
- 2 理事会において解除が認められた登録者等は、理事会が処分解除として定めた日から登録資格が復権する。

(処分の原則)

第6条 本連盟は、全ての規程適用者に対し、中立、公平かつ迅速に処分を行う。

(処分審査)

第7条 処分の審査については、倫理委員会が中立、かつ公平に審査し、理事会に答申する。

(適正な処分のための措置)

第8条 倫理委員会は、必要に応じて適宜、本連盟、加盟団体及び審査対象者又はその他当該事案に関係する者並びに団体に対して、事実関係について説明及び証拠資料の提出を求め、直接事情を聴取し、現地調査をするなど必要な調査をすることができる。

- 2 倫理委員会は、前項の調査並びに前条の審査及び答申について、次の調査委員会に委任することができる。
- (1) スポーツ指導における暴力行為等については、独立行政法人日本スポーツ振興センター第三者相談及び調査委員会
 - (2) 臨時に設置する第三者による調査委員会
- 3 審査対象者に第4条の違反行為に対する処分を受ける疑いがある場合、倫理委員会の議決により、理事会が第9条による処分を決定するまでの間、一時的にその職務権限及び資格等を停止することができる。

(処分の決定)

第9条 理事会は、倫理委員会の答申を審議し、処分決定を行う。理事会は、倫理委員会及び前条第2項の調査委員会答申を尊重するものとする。

- 2 前項の理事会決定に基づき、審査対象者に対し、以下の事項を記載した書面をもって処分決定を通知する。
- (1) 審査対象者
 - (2) 処分の内容(処分を不相当とする場合はその旨)
 - (3) 処分対象となる違反行為にかかる事実
 - (4) 処分の手続きの経過
 - (5) 処分の理由及び証拠の標目
 - (6) 処分の年月日

(7) 処分決定に不服がある場合は、審査対象者は一般財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して、理事会の行った処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる旨及びその申立て期間

3 処分決定は、前項の通知が審査対象者に到着した時に効力を生じる。

(不服申立て)

第10条 前条第2項の通知の後、2週間以内に審査対象者本人より処分に対する不服申立てがあったときは、倫理委員長は不服審査会を招集し、その申立てを審査しなければならない。

2 前項の不服審査会の構成は、次のとおりとする。

(1) 倫理委員長

(2) 外部有識者を含め、委員長が特に指名した者

3 不服審査会には、審査対象者本人、親権者及び審査対象者が指名した者2名以内が出席して意見を述べることができる。

4 審査対象者が不服審査会の機会を不要とする場合又は不服審査会に正当な理由なく欠席した場合は、不服審査会開催を要しない。

(日本スポーツ仲裁機構への不服申立て)

第11条 前条に係わらず、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構が仲裁する範囲の不服申立ては、同機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決される。

(刑事裁判等との関係)

第12条 処分の対象となる違反行為について、審査対象者が刑事裁判その他の本連盟以外の処分を受けた時又は受けようとするときであっても、本連盟は同一違反行為について、適宜に審査対象者を処分することができる。本規程による処分は、当該審査対象者が同一又は関連の違反行為に関し、重ねて本連盟以外の処分を受けることを妨げない。

(改廃)

第13条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則 この規程は、一般社団法人山形県水泳連盟設立の登記の日より施行する。

15 「事務局」に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人山形県水泳連盟（以下「本連盟」という。）の事務を円滑に処理することを目的とする。

(事務局長及び職員)

第2条 事務局には、理事会の同意を得て、事務局長1名、事務局次長1名、事務局員3名以内を置く。また、事務局長を補佐する必要がある場合には、理事会の同意を得て、職員を置くことができる。

(職務)

第3条 事務局長は、事務局を統括し、職員を指揮監督する。

- 2 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 事務局員及び職員は、事務局長の命を受け、本会の事務を処理する。
- 4 事務局及び職員は、定款及び諸規程に従い、事務を適正に処理しなければならない。

(帳簿及び書類)

第4条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 議事に関する書類
- (4) 収入及び支出に関する帳簿並びに収支を証明する書類
- (5) 資産及び負債並びに正味財産の状況を示す書類
- (6) その他必要な帳簿及び書類

(事務局及び職員に対する事務経費)

第5条 第3条に規定する事務を行うため、本連盟事務所に常駐もしくは定期的に出勤する者について、必要に応じた事務経費を支給することができる。

- 2 支給額は、理事会の承認を経て決定する。

(雑則)

第6条 この規程の変更及び必要な事項は、理事会の決議を経なければならない。

附 則 この規程は、一般社団法人山形県水泳連盟設立の登記の日より施行する。